

## 新型コロナウイルス感染症関連情報 (4月8日現在)

### 4月7日 国が「緊急事態宣言」発令

【千葉県が行う緊急事態措置】

○県民の皆様へ

**外出自粛の要請**

○事業者の皆様へ

**感染防止措置に関する協力依頼**

○県民・事業者の皆様へ

**催し物の開催に関する自粛の協力依頼**

新型コロナウイルス感染症予防対策のお願い

感染症の予防対策は一人一人の予防と拡大防止対策が必要です。詳しくは5面をご覧ください。

### 我孫子市新型コロナウイルス感染症対策本部

3月23日 第6回対策本部会議で市内在住者の感染例の報告と公共施設の休館・イベントの自粛要請の延長を決定

3月30日 第7回対策本部会議で小・中学校の一斉休校と各施設の臨時休館対応を確認

4月6日 第8回対策本部会議で小・中学校の一斉休校・各施設の臨時休館・イベントなどの自粛延長を決定

4月7日 国が「緊急事態宣言」を発令

4月8日 第9回対策本部会議で緊急事態宣言に伴う市の対策・対応を決定

### 小・中学校休校への対応

臨時休校を4月8日から5月6日までに延長※入学式は延期しました

### 公共施設への対応

5月6日まで臨時休館を延長※施設などの予約は5月31日利用分まで受付しない

### イベント等への対応

主催イベントなどの中止・延期や市の後援を含むイベントの自粛要請は5月31日まで延長

### 新型コロナウイルス感染症に関する相談

#### 帰国者・接触者相談センター

- ◎松戸健康福祉センター(松戸保健所)  
☎047-361-2140(平日午前9時~午後5時)
- ◎千葉県 ☎0570-200-613(24時間対応)

#### 電話相談窓口

- ◎厚生労働省 ☎0120-565653(毎日午前9時~午後9時)
- ◎千葉県 ☎0570-200-613(24時間対応)
- ◎松戸健康福祉センター(松戸保健所) ☎047-361-2139(平日午前9時~午後5時)

※新型コロナウイルス感染症に関する詳しい情報は市ホームページをご覧ください。

## 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の問い合わせ一覧

### ◎資金繰りに関すること

相談内容	開設時間	問い合わせ
資金繰り全般に関すること	平日・休日 9:00~17:00	中小企業金融相談窓口 ☎03-3501-1544
	平日 10:00~17:00	金融庁相談ダイヤル☎0120-156811 (IP電話からは)☎03-5251-6813
信用保証 (セーフティネット4号・5号、危機関連保証)	平日9:00~17:00	千葉県信用保証協会 松戸支店 保証課 ☎047-365-6010
	休日9:00~17:00	千葉県信用保証協会 本店 保証部 ☎043-221-8111
	平日8:30~17:00	我孫子市役所 企業立地推進課 ☎7185-2214
新型コロナウイルス感染症特別貸付 (国民生活事業)	平日9:00~17:00	日本政策金融公庫 松戸支店 ☎047-367-1191
	休日9:00~17:00	日本政策金融公庫 土日相談窓口 ☎0120-112476
新型コロナウイルス感染症特別貸付 (中小企業事業)	平日9:00~18:00	日本政策金融公庫 千住支店 ☎03-3870-2125
	休日9:00~17:00	日本政策金融公庫 土日相談窓口 ☎0120-327790
商工中金による危機対応融資	平日・休日 9:00~17:00	商工組合中央金庫相談窓口 ☎0120-542-711
特別利子補給制度	平日・休日 9:00~17:00	中小企業金融相談窓口 ☎03-3501-1544
新型コロナウイルス対策マル経	平日9:00~17:00	日本政策金融公庫 松戸支店 ☎047-367-1191 我孫子市商工会☎7182-3131

### ◎雇用・労働に関すること

相談内容	開設時間	問い合わせ
特別労働相談窓口	平日8:30~17:15	千葉労働局 雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー ☎043-221-2303
小学校などの臨時休校に伴う保護者の休暇取得支援(労働者に休暇を取得させた事業者)	平日・休日 9:00~21:00	学校等休業助成金・支援金等相談 コールセンター ☎0120-60-3999
小学校などの臨時休業に対応する保護者支援(委託を受けて個人で仕事をする方)		
雇用調整助成金(特例)	平日8:30~17:15	千葉労働局 職業安定部 職業対策課 事業所給付係☎043-221-4393

## 新型コロナウイルス感染症に伴う特例貸付

千葉県社会福祉協議会では新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業などにより収入が減少した世帯に対して生活費などの資金の貸付を行っています。予約制のため、貸付を希望する方は我孫子市社会福祉協議会までご連絡ください。

### (1) 緊急小口資金

#### 【貸付対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のため貸付を必要とする世帯

#### 【貸付限度額】

原則として10万円(無利子)

※ただし、一定要件に該当する場合は20万円以内

### (2) 総合支援資金

#### 【貸付対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。かつ、他の公的給付または公的な貸付を受けることができない世帯。ただし、自立相談支援事業などによる支援を受けるとともに、ハローワークなどの支援を受けることに同意していることが必要です。

#### 【貸付限度額】原則3カ月以内

○単身世帯：月15万円以内

○複数世帯：月20万円以内

◎据置期間(返済猶予期間)ともに貸付した日翌月から1年以内

☎ 我孫子市社会福祉協議会☎7184-1539